

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という）、申立人X2（以下「申立人2」という）、申立人X3（以下「申立人3」という）、申立人X4（以下「申立人4」という）及び申立人X5（以下「申立人5」といい、総称して「申立人ら」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

(1) 損害項目 自主的避難に係る避難費用、生活費増加費用及び精神的損害

申立人1につき 金8万円

申立人2につき 金8万円

申立人3につき 金60万円

申立人4につき 金8万円

申立人5につき 金60万円

損害期間 自平成23年3月11日 至平成23年10月31日

(2) 損害項目 申立人1につき就労不能損害 金306万6163円

損害期間 自平成23年3月11日 至平成23年12月31日

(3) 損害項目 申立人4につき一時金 金10万円

損害期間 自平成23年3月11日 至平成23年10月31日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金460万6163円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金144万円を支払い済みであることを確認する。

### 4 支払方法

(省略)

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の各損害項目（同項記載の各期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月20日

（仲介委員 北澤尚登）